

あわぎんインターネット・モバイルバンキング利用規定の改定内容（新旧対照表）

変 更 前	変 更 後
1. ～ 5. (省略) 6. 振込・振替サービス 振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込・振替およびそれらに付随する取引を行うことができるサービスです。 (1) 振込サービス ① 振込サービスの内容 振込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金・カードローン口座(以下「振込資金支払指定口座」という)から振込資金を払出しのうえ、ご利用口座を除く当行または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「振込資金入金指定口座」という)宛に振込の依頼を行うサービスです。 なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。 ② 振込限度額 a. 振込サービスによる1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内で申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。なお、申込書の振込限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。 b. 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。 ③ 振込手続 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、カードローン取引契約(取引規定)などの各約定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振込資金および振込手数料ならびにこれに係る消費税等相当額(以下「振込手数料相当額」という)を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。	1. ～ 5. (省略) 6. 振込・振替サービス 振込・振替サービスは、ご利用口座のうち契約者が指定する口座について、振込・振替およびそれらに付随する取引を行うことができるサービスです。 (1) 振込サービス ① 振込サービスの内容 振込サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金・カードローン口座(以下「振込資金支払指定口座」という)から振込資金を払出しのうえ、ご利用口座を除く当行または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「振込資金入金指定口座」という)宛に振込の依頼を行うサービスです。 なお、当行以外の金融機関宛の振込のうち、一部の金融機関宛の振込については取扱いできない場合があります。 ② 振込限度額 a. 振込サービスによる1日あたりの振込金額は、当行所定の金額の範囲内で申込書によりあらかじめ契約者が届出た振込限度額の範囲内とします。 なお、申込書の振込限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。<u>ただし、当行は契約者に事前に通知することなく振込限度額を変更することがあります。</u> b. 契約者は、書面による届出または端末からの操作により、届出た振込限度額を変更できるものとします。 <u>③ 振込指定日</u> <u>契約者は振込指定日として、当行所定の日を指定することができます。</u> <u>なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の日を変更することがあります。</u> ④ 振込手続 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として振込指定日に、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、カードローン取引契約(取引規定)などの各約定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振込資金および振込手数料ならびにこれに係る消費税等相当額(以下「振込手数料相当額」という)を振込資金支払指定口座から払出しのうえ、振込資金入金指定口座宛に振込手続を行います。

あわぎんインターネット・モバイルバンキング利用規定の改定内容（新旧対照表）

(2) 振替サービス ① 振替サービスの内容 振替サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金・カードローン口座(以下「振替資金支払指定口座」という)から振替資金を払出しのうえ、ご利用口座のうち他の普通預金・貯蓄預金・カードローン口座(以下「振替資金入金指定口座」という)宛に振替手続を行うサービスです。 ② 振替手続 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として振替指定日に、振替資金を普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、カードローン取引契約(取引規定)などの各約定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。 (3)～(5) (省略) 7. ～25. (省略) 26. 解約 (1) 本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は、申込書により行うものとします。 (2) 解約の届出は当行の解約手続が終了した後には有効となります。ただし、本サービスによる取引で未処理のものが残っている場合は、解約の届出にかかわらず当行は当該取引を処理するものとします。なお、当該手続には本利用規定が適用されます。 (3) 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。 (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。 (5) 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。 (6) 利用口座が解約されたときは、その口座にかかる限度において本契約は解約されたものとみなします。	(2) 振替サービス ① 振替サービスの内容 振替サービスは、契約者の端末からの依頼にもとづき、ご利用口座のうち契約者が指定する普通預金・貯蓄預金・カードローン口座(以下「振替資金支払指定口座」という)から振替資金を払出しのうえ、ご利用口座のうち他の普通預金・貯蓄預金・カードローン口座(以下「振替資金入金指定口座」という)宛に振替手続を行うサービスです。 <u>② 振替指定日</u> <u>契約者は振替指定日として、当行所定の日を指定することができます。</u> <u>なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の振替指定日を変更することがあります。</u> <u>③ 振替手続</u> 当行は、前記4.(2)により依頼内容が確定した場合は、原則として振替指定日に、振替資金を普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、カードローン取引契約(取引規定)などの各約定の定めにかかわらず預金通帳、払戻請求書、カードの提出なしに振替資金支払指定口座から払出しのうえ、振替資金入金指定口座宛に振替手続を行います。 (3)～(5) (省略) 7. ～25. (省略) 26. 解約<u>および利用停止</u> (1) 本サービスは当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約通知は、申込書により行うものとします。 (2) 解約の届出は当行の解約手続が終了した後には有効となります。ただし、本サービスによる取引で未処理のものが残っている場合は、解約の届出にかかわらず当行は当該取引を処理するものとします。なお、当該手続には本利用規定が適用されます。 (3) 契約者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。 (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者に到着しなかったとき、または延着したときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。 (5) 代表口座が解約されたときは、本サービスは解約されたものとみなします。 (6) 利用口座が解約されたときは、その口座にかかる限度において本契約は解約されたものとみなします。
--	--

あわぎんインターネット・モバイルバンキング利用規定の改定内容（新旧対照表）

(7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。 ① 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくはその他これらに類似する手続の申立があったとき。 ② 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の住所が不明になったとき。 ③ 相続の開始があったとき。 ④ 本利用規定に違反するなど、当行がサービス停止を必要とする相当の事由が生じた場合。 ＜ 以降、省略 ＞	(7) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行がこの契約を解約するときは、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく解約できるものとします。 ① 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくはその他これらに類似する手続の申立があったとき。 ② 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の住所が不明になったとき。 ③ 相続の開始があったとき。 <u>④ 2年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。</u> <u>⑤ 本利用規定に違反するなど、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じた場合。</u> <u>(8) 契約者に次の各号の事由が1つでも生じた場合において、当行は契約者にその旨の通知を発信することなく本サービスの全部または一部を利用停止できるものとします。</u> <u>なお、利用再開は、契約者が当行所定の方法で利用再開を申し出て、当行が利用停止となった原因が消滅していると判断した場合に再開します。</u> <u>① 1年以上にわたり本サービスの利用がなかったとき。</u> <u>② 本サービスの利用について、当行から確認しようとしたが、契約者と連絡がとれない場合。</u> <u>③ 不正利用防止対策として、当行が本サービスの停止を必要と判断した場合。</u> ＜ 以降、省略 ＞
--	---